

資料 1

産業統計部会の審議状況について（報告）

[造船造機統計調査]

第 43 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 11 月 1 日（金）15:58～17:53

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 川崎茂、野呂順一

(専 門 委 員) 相本伸幸、田井宏介、寺門雅史

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(調査実施者) 國土交通省総合政策局情報政策課交通統計室：稻本室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

　　総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 造船造機統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から諮問の概要について、調査実施者から造船造機統計調査の変更案についてそれぞれ説明が行われた後、事務局から審査メモについて説明があり、その後、審査メモに沿って審議が行われた。
- 「3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況」及び「4 オンライン調査への対応」については、おおむね適当と判断された。
- 「1 造船造機統計調査の変更について」のうち、「(2) 集計事項の変更」の「イ 集計事項の詳細化」及び「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」等については、調査実施者において事実関係を確認の上で次回部会で説明を行い、それを受け審議することとなった。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）造船造機統計調査の変更について

ア 報告を求める事項の変更

（ア）受注状況の把握

- ・ 内航船舶は 500 トン以下のものがほとんどであり、従来、これら船舶の受注を公表しているものはない。このため、本調査で公表されることとなれば、利用者として喜ばしい。
- ・ 契約は相手のあるものであり、報告者である受注者側だけの考えのみで報告してよいものの確認も必要ではないか。
- ・ 本調査は、工場を対象とした調査であるが、契約は企業ベースであることから、受注状況について、各工場で記載ができるのか。
- ・ 世界における製造船舶の受注状況については、IHS やクライクソンの統計を利用している。本調査により、更に国内の詳細な受注状況が把握できるようにな

れば、利活用の幅が広がるものと考える。

- ・ 集計区分によっては1隻のみで計上されるものもあるため、受注時の船価も表示されると、どの船舶の船価か分かってしまう。そうなれば、この船価を比較基準とされてしまうこととなり、ビジネス上問題がある。このため、受注時の船価を調査対象としないことは適切であり、報告者としても賛成である。
 - ・ 受注後のキャンセルも把握するとしているが、これにより受注残も把握できると理解してよいか。
- ⇒ 理解のとおりである。今後データの蓄積を行えば、そのようなデータも把握できることを考える。

(イ) 主機関の削除

- ・ 特段の意見なし。

イ 集計事項の変更

(ア) 集計事項の追加

- ・ 予定年月日について、報告者に過度な負担をかけるものでなければ、正確な把握のために調査する項目があっても良いと考える。また、公表についても、公表することで問題が生じるのであれば、公表しないとの判断は適切と考える。
 - ・ 予定年月日による内容審査で毎月5%程度疑義が生じることであるが、受注時、起工時等だけ報告するのではなく、その時点で受注中のもの起工中のもの等をすべて報告することとすれば、そうした誤差もなくなり、また報告者の負担は軽いのではないか。
- ⇒ 本調査は毎月調査であるが、受注、起工、進水及びしゅん工の各段階のみ報告すれば足りる設計としており、報告する際の数も多くない状況にある。御指摘の方法ではかえって負担が大きくなるものと考える。
- ・ 行政上船舶の受注からしゅん工までの状況をパネル化することへの具体的なニーズはない。その他ユーザーを含めてニーズがあるか否かを今後把握を行い、必要に応じて対応を検討したい。

(イ) 集計事項の詳細化

- ・ 集計表の詳細化により、公表時に1隻のみ計上されるといったケースがより一層増えることとなる。これは、個々の船舶や報告者（当該船舶の製造工場）の特定がされやすくなる一方で、受注時の船価が公表されなければ良いとのことであったが、隻数やトン数などからでも分かる場合が考えられ、その点について本当に問題はないか。
- ⇒ 整理して次回回答したい。

(2) オンライン調査への対応

- ・ オンライン化については、費用対効果の観点からメリットがあるか否かで判断するものと考える。本調査は元々の調査費用も少額であるため、オンライン化の費用の方

がかかるってしまう可能性もある。調査実施者において、費用対効果の観点で、オンライン化の可否をしっかり説明できるのであれば良いのではないかと考える。

- ・ 小規模事業所では、年間の建造船舶は2、3隻程度。そのような事業所は、紙媒体だからこそ記載しているのであり、ネットで報告することとなると、新たに事務員が必要となる。無理にオンライン化を進めるのはどうかと考える。
- ・ オンライン化を進めるべきとの閣議決定がある中、本調査の場合は、いろいろな事情がある中で、どのように判断すべきかを御審議いただくことが狙い。
- ・ 政府全体でオンライン調査を推進するというのが原則。一方、それぞれの調査における適切な調査票の回収の仕方は、調査規模やオンラインの普及率等を踏まえ、調査実施者で判断して進めていただければ良いのではないか。

(3) 前回（平成21年）調査における今後の課題への対応

- ・ 普段、船舶用機械として製造していないとも、船舶用機械に転用する場合もあるのではないか。そのような生産を把握する必要はない。
- ・ 主業にはなくとも、副業で船舶用機械を製造する事業所もあり、そのような事業所が対象から漏れていることはないとのことでいいか。
⇒ 主業、副業に係らず、船舶用機械を製造する事業所は「船舶用機関等施設状況報告書」で報告されており、本調査の母集団に含まれているので漏れはない。
- ・ 母集団名簿の妥当性について、経済センサス活動調査との照合が終わっていないとのことであり、次回部会にて照合結果を説明いただきたい。

(4) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況

- ・ 特段の意見なし。

6 次回予定

次回は、平成25年11月11日（月）10時00分から中央合同庁舎第4号館特別第3会議室において開催することとされた。

第 44 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 11 月 11 日（月） 9:56～10:45

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 特別第 3 会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 野呂順一

(専 門 委 員) 相本伸幸、田井宏介、寺門雅史

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都

(調査実施者) 國土交通省総合政策局情報政策課交通統計室：稻本室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

　　総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか

4 議 題 造船造機統計調査の変更について

5 概 要

- 前回部会における委員からの意見及び「2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応」について、調査実施者から説明が行われた。
- 前回部会で審議を行った「4 オンライン調査への対応」について、調査実施者から新たな周知方策についての補足説明が行われた。
- 事務局が、部会長と相談の上で作成した「諮問第 59 号の答申 造船造機統計調査の変更について」の答申（案）について説明し、その後審議を行ったところ、「今後の課題」を附さないことを含め、いずれも事務局案のとおりで適当とされた。
- これまでの 2 回の審議について、平成 25 年 11 月 22 日（金）の統計委員会において、部会長から報告することとされた。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）前回部会における委員意見について

ア 公表時における秘匿処理の必要性について

- ・ 集計事項の詳細化に伴い、報告者が特定される可能性が高くなるが、報告者との関係で問題がないかとの意見について、再度業界団体に確認したが、受注船価が公表されない限りは、ビジネス戦略上特に影響がないこと、自ら記者発表する場合もあること等から、公表実績が 1 隻又は 2 隻であっても特段の支障はない旨回答を得ている。このため、従来どおり、特段秘匿処理は不要と考えている。

（委員等から特段の異議はなく、了承された。）

イ 受注に関する情報の記載について

- ・ 受注（契約）は相手のあるものであり、報告者（船舶製造の受注者）の考えのみでは記載し難いのではないかとの意見について、改めて複数の造船事業所に確認し

たところ、受注実績の報告について契約が済んだ段階であれば、発注者との関係においても問題ない旨の回答を得ている。

(委員等から特段の異議はなく、了承された。)

(2) 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応

- ・ 経済センサス-活動調査との照合の結果、本調査の調査対象から漏れている事業所は見当たらなかった。このため、調査対象の把握方法は妥当と考えている。なお、今後も、経済センサス-活動調査の結果を参考しつつ、適時調査対象事業所の把握に努めたい。

(委員等から特段の異議はなく、了承された。)

(3) オンライン調査への対応

- ・ 現在実施しているリーフレットを使用したオンライン調査の周知に加えて、今後は、地方運輸局と協力し、事業者を集めた会議の場においても、オンライン調査への協力を呼びかけていきたい。
- ・ 前回部会では無理にオンライン化を進める必要はないとの結論であったが、一方でオンライン調査に協力いただける事業者が増えることは好ましいことである。調査実施者において、オンライン調査促進の閣議決定に沿って、オンライン回答率が増えるような努力すること、了解した。

(4) 答申（案）について

（諮問第 59 号の答申（案）について、いずれも事務局案の方向性で適當とされた。また、「今後の課題」を附さないことについても、委員から特に異議はなかったが、意見がある場合は平成 25 年 11 月 15 日（金）までに事務局に連絡することとされた。）

6 次回予定

次回については、予定された審議は今回で全て終了したため、本日欠席した委員を含め本部会の委員及び専門委員から特段の意見がなく、かつ、22 日の統計委員会においても本部会所属以外の委員から追加審議が必要な意見がない場合は、開催しない可能性もあるものとされた。